

第2部 補論 「復興・開発支援の具体的対策例」

1. 平和教育	1
2. 民主化支援	5
3. 対人地雷	7
4. 除隊兵士支援	9
5. 警察分野への支援	12
6. 行政分野への支援	14

補論部分では、復興・開発支援分野の枠組み（図1-2参照）の中から、これまでJICAにおいて実績が少なかった分野であるものの、今後JICAの復興・開発支援において実績を広げていくべき分野、並びに実績があり、更にJICAの復興・開発支援において今後強化すべき分野について、（1）JICAの協力の可能性、（2）JICAのこれまでの実績例（実績がない場合は、他機関による取り組み）について簡単にまとめてみた。分野として、（1）平和教育、（2）民主化支援、（3）対人地雷、（4）除隊兵士支援、（5）警察支援、（6）行政分野への支援をとりあげる。

1. 平和教育への支援

JICAの実施する開発協力事業において、「平和教育」は新しいコンポーネントであり、これまでの実績では平和教育に関与した事業は少ない。今後、JICAがどのように「平和教育」に取り組むべきかは、JICA内外の関係者で議論を重ね、方向性を定める必要がある。

こうした状況を踏まえ、本項ではまず「平和教育」¹に関する事業を立案する上で参考になると思われる国際機関の平和教育関連事業を紹介し、その上でJICAとして取り組みが可能と思われる平和教育の領域についてアイデアをまとめた。

（1）平和教育に関する国際機関の取り組み

1）UNHCR

問題解決（Conflict Resolution）手法に重点をおいた平和教育プログラムを主に難民キャンプおよび難民受入コミュニティの学校および学外のコミュニティを教育の場として実施している。学童には授業の中でゲームや歌遊び、劇等を通じて、また学校に通っていない青少年、成人にはコミュニティでワークショップ等を開催することによって、日常生活で生じる問題、トラブルを暴力に頼らず、平和に解決するための手段・態度を学ばせることを狙いとしている。またこうしたプログラムを持続的に運営していくために、プログラムのファシリテーターを養成するための協力も教材開発とあわせて実施されている。これまでに、ケニア、リベリア、ウガンダ、ギニアなどでプログラムが行われた。

2）UNICEF

UNICEFも概ねUNHCRと同様、非暴力の紛争・問題解決を中心に、行動・態度の変化に焦

¹ UNICEF による「平和教育」の定義：

"Peace Education is a process of promoting the knowledge, skills, attitudes and values needed to bring about behavior changes that will enable children, youth and adults to prevent conflict and violence, both overt and structural; to resolve conflict peacefully; and to create the conditions conducive to peace, whether at an intrapersonal, interpersonal, inter-group, national or international level."

点を当ててプログラムを実施しているが、対象国の現状およびニーズにあわせ、人権教育、環境教育、ジェンダー教育、開発のための教育、ライフスキル教育（性教育、地雷についての注意喚起、就職準備支援等）を盛り込んでおり、より多様な内容となっているように見受けられる。またクロアチアでは、平和教育の一環として、心理・社会的なりハビリプログラムを実施した実績がある。UNHCR同様、教員養成、プログラムファシリテーターの養成も行っているが、大半のプログラムはNGOを通じて実施されているのが特徴である。

（２）JICAの協力の可能性

１）地雷教育

日本政府として力を入れている地雷除去活動への支援の一環として、地元民・学童への地雷教育（注意喚起）を行う。

地雷関連無償資金協力によるlandmine awarenessのためのIEC機材の供与
開発福祉支援、開発パートナーシップ事業によるNGO等によるlandmine awarenessキャンペーンの支援

２）行政・司法従事者への平和教育

法整備支援、法曹人材育成を拡大し、警察や軍、その他行政府の職員に対し、人道法および人権法の普及・啓蒙活動を行う。同時に暴力に頼らない問題解決のためのトレーニング等を行う。

専門家派遣、研修員受入等によるワークショップやトレーニングコースの開催
緊急無償（外務省直営事業）による人道・人権活動を実施する国際機関への支援、開発福祉支援、開発パートナーシップ事業によるNGO等の支援

３）教育開発における平和教育・平和配慮

教育行政の立ち上げに積極的に関わることができる場合、学校建設、教員養成、カリキュラム開発等、どのアプローチをとるにしても、人権、ジェンダー、民族融和等に対して最大限配慮する行政的指導・助言を行う。特にカリキュラム開発については、人権教育やジェンダー教育の概念を具体的コンポーネントとして取り込んだカリキュラム開発を手助けする。なお、平和教育の授業実施については、これまで実施経験が乏しいことから、当面は国際機関や国際NGOですでに平和教育の実績のある機関と協力することも検討すべきである。

専門家派遣による教育行政支援における平和配慮、カリキュラム開発における平和教育の具体化支援

無償資金協力による学校建設時の平和配慮、平和教育用IEC機材の供与等

4) 日本の復興開発経験の共有

第二次世界大戦後の戦後復興の経験を紹介したり、日本国憲法における平和概念を共有する場を提供する。

専門家派遣、研修員受入等によるセミナーやワークショップの開催

平成14年3月にJICA沖縄センターで開催された「沖縄と平和」セミナー（BOX参照）が参考。

5) 開発教育における平和教育の推進

復興・開発支援に直結するものではないが、近年JICAが各支部・センターを巻き込み国内で積極的に推進している開発教育の中に平和教育を盛り込んでいくことによって、我が国の平和構築、復興支援に対する国民の理解・参加を推進するものと思われる。（「沖縄と平和」セミナー（BOX1参照））

BOX1 実績例 : 平成13年度JICA留学生セミナー『沖縄と平和構築』

開催日時 : 平成14年3月15日(金)～ 3月21日(木)

場 所 : 国際協力事業団沖縄国際センター(OIC)、沖縄県平和祈念資料館

主 催 : 国際協力事業団、沖縄平和協力センター(OCPA)設置準備室²

協 力 : 沖縄県、(財)南西地域産業活性化センター(NIAC)

参 加 者 : JICA留学生³(17名)および沖縄県内の学生(大学院生、学部生、留学生)やNGO関係者で平和構築に興味を持つ者

セミナー目的 :

一般論として人道緊急援助、復興・開発支援、紛争予防の3分野について、概念整理を行った上で、太平洋戦争での地上戦や戦後の米国による統治を経験した沖縄に特有の戦後復興のプロセスを学ぶ。同時に沖縄県の平和推進行政の3本柱である、平和の礎、平和祈念資料館、沖縄平和賞を通じた平和構築への取り組みについて学ぶ。また、沖縄において平和構築に関心を寄せるNGOや学生との交流を図ることにより、行政レベルだけでなく、市民レベルの平和構築の課題と可能性について、理解を深めることも目指す。

² 沖縄平和協力センター設置準備室は(財)南西地域産業活性化センターの下部組織である。

³ 長期研修員、日系留学生奨学金、留学生支援無償の3制度により受け入れる留学生。

2. 民主化支援

JICA は従来より、民主化支援分野ではナイジェリア、タジキスタン、エル・サルヴァドル、パレスチナ、パキスタンなどの諸国に対して、我が国の行政、司法、立法の三権分立の仕組みや選挙制度などについて紹介するセミナーを実施してきている。

国によって、いかに「民主化」していくかについては、その国独自の判断があつて当然である。民主化のプロセスとは、元来、その地域に存在した「部族内会議」や「部族長会議」など慣習として存在してきたその地域の意志決定システムをいかに、「議会制民主主義」と融合し統合していくのか、を模索するプロセスでもあろう。その営みは、その地域の人々によって検討、決定され、実施されていくことが期待されるのであつて、いかなる外国のシステムであっても直接、模倣することによる導入は非現実的であり、無理があると思われる。参考になると思われる日本の成功事例について、深く掘り下げ、いかに現地の意志決定プロセスを議会制民主主義のシステムに融合、統合していくのかについての検討を促していくための「材料」を提供していくことに研修の意義があると思われる。民主化セミナーにおいては、我が国の民主化の過程、中央政府、地方自治体の機能分担、税制、議会、選挙などの仕組みについて紹介し、我が国の仕組みについて参考となるものがあれば、個々の国情に照らして検討してもらうこととしている。

(1) JICA のこれまでの主な実績例

JICA はこれまで紛争予防の一環として、行政当事者の民主主義、司法制度、公正な裁判、人権などに対する認識と理解の向上を図り、対象国の民主化の推進を支援することを目的として、民主化セミナーを各国行政官、国会議員を対象に平成 4 年度から毎年実施している。セミナーの内容は、我が国のたどってきた近代化と民主主義の過程と現状を紹介し、具体的テーマとして、「日本の政党政治」、「日本の議会制度」、「民主政治とマスメディア」、「司法制度」等の講義の他、視察や交流会がある。これまでアフリカ、中南米、南西アジア、カリブ、コーカサス地域を対象として、本邦においてセミナーを実施している。具体的な招聘国として、モザンビーク、ケニア、マダガスカル、タジクスタン、エル・サルヴァドル、タンザニア、パキスタン、ナイジェリア、ペルー等があげられる。

国	目的	コース概要
タジクスタン	日本の近代化、民主化の経験及び他国の成功した和平プロセスの紹介等を通じて、内戦終了後の復興に向けた民主化プロセス及び社会・経済復興への支援を行う。	成功した和平プロセスの紹介、日本の民主的諸制度の紹介、経済開発と地域振興策の紹介、警察制度の紹介、政府・反政府勢力間の対話
パキスタン	日本の地方自治の仕組み（地方自治のあり方、国の機関との機能分担等）を行政官に紹介し、軍事政権からの民主化を模索している同国の民主化の進展に寄与する。	公務員制度、国と地方自治体の役割分担、選挙制度
ペルー	民主化政策のもとでの経済開発、社会開発の努力への支援をする。	行政紹介（日本の近代化と民主主義の発展、日本の政治）、地方都市の視察

3. 対人地雷分野での支援策

対人地雷分野における支援は、大きく分けて、（１）地雷除去、（２）被災者支援、（３）社会復帰・職業訓練、（４）地雷回避教育に分けられる。JICA はこれまで、カンボディア、及びボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいて、主に除去活動、並びに社会復帰・職業訓練において支援を行ってきた。前者については、地雷除機に係る機材供与や情報通信システム関連の専門家派遣、後者においては、社会福祉分野の専門家派遣や地雷による障害者支援を開発福祉事業を通じて実施してきた。地雷除去は復興国において、難民・国内避難民の帰還及び復興・開発のためには必要不可欠であるため、今後も、これまでの経験をベースに、ニーズが高いとされる地雷除去に係るハードの面の支援を、紛争終結国において拡充していく必要があること、また被災者の社会復帰及び職業訓練についても引き続き継続していくべきである。

（１）JICA の協力の可能性

大分類	小分類	協力内容
地雷除去	地雷除去にかかる規則・法令の整備	地雷除去の計画・規則を策定している政府機関に対する支援 地雷除去の計画・規則を策定している作業部会への知的貢献
	実施体制の整備	地雷センターの運営管理機材供与・地雷除去員訓練用機材供与 地雷センターのアドバイザー派遣
	地雷データベースの整備	情報管理機材供与・GIS/GPS 技術の移転
	探査・除去・処理	地雷探査・除去関連機材供与（地雷探知器・防御服・草刈り機） 除去員輸送用車輛供与・通信機器供与 地雷除去現場用救急車供与・地雷除去機、灌木除去機供与 地雷探査機材供与・地雷犬訓練施設整備 探査技術の移転・車輛整備技術の移転
被災者支援	被災者マップ等データベース整備	情報管理機材供与・情報管理・分析・処理技術の移転
	救急医療	救急医療用機材供与（救急医療器具・救急車） 被災者移送用の通信機器 救急用病院、診療施設の整備、医療機材供与 救急医療分野の技術移転・救急看護技術の移転
	外科手術	外科手術施設整備、機材供与・麻酔関連材供与 外科・再形成手術分野の技術移転・麻酔技術の移転
	医療リハビリ	リハビリ施設の整備・リハビリ用機材供与 リハビリ患者移送用車輛の供与・義肢制作施設の整備、機材供与 理学療法等リハビリ技術の移転・義肢制作技術の移転
社会復帰・職業訓練	職業訓練施設の整備、関連機材供与・職業訓練分野の技術移転 身体障害者福祉分野の技術移転	
地雷回避・認知教育	地雷回避・認知教育計画の作成 広報用ポスター、ラジオ番組の作成 地雷回避・認知教育教材の作成 地雷回避・認知教育用教材の供与	
地雷除去跡地の開発	地雷除去が終了した地域の開発	

(2) JICA のこれまでの主な実績例

1) カンボディア

除去活動支援	無償資金協力「地雷除去活動機材整備計画」(99年3月 E/N、4.7 億円、地雷探知機、灌木除去機、車輛等) 無償資金協力「第二次地雷除去活動機材整備計画」(00年5月 E/N、3.3 億円、発電機、テント、救急車等) 短期専門家「情報通信システム上級技術アドバイザー」(99年6-12月、CMAC) 長期専門家「情報通信システム上級技術アドバイザー」(00年3月から2年間、CMAC) 長期専門家「車輛維持輸送技術アドバイザー」(00年5月から2年間、CMAC)
被災者支援	無償資金協力「シムリアップ病院医療機材整備計画」(00年5月 E/N、1.1 億円)
社会復帰・職業訓練	長期専門家「社会福祉行政アドバイザー」(99年9月から1年間、社会問題・労働・職業訓練・青年更正省) 国特研修「社会福祉行政」(2000年度から5年間) JOCV「小学校教諭」(98年10月-2000年7月、社会福祉省プノンペン市立第4孤児院配属) JOCV「小学校教諭」(2000年7月から2年間、社会福祉省プノンペン市立第4孤児院配属) 開発福祉支援「社会的自立を図るためのソーシャルサービス」(98年12月から3年間、カンボディアソーシャルサービス) 開発福祉支援「シムリアップリハビリテーションセンターの整備による障害者支援」(2000年から3年間、HI ¹)

2) その他実績 (ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)

- ・プロジェクト形成調査実施 (3.72 億円 98年8月)
 和平合意を経て3年後の1998年に、JICA は対人地雷除去、地雷被災者支援分野での協力の可能性を探るため、プロジェクト形成調査団を派遣した。
- ・無償資金協力「地雷除去支援機材整備計画」を実施 (2000年6月)
 同計画は、地雷除去作業チームが必要とする車輛供与を行うものである。
- ・CBR (Community Based Rehabilitation) センターへの協力
 外傷の治療を終えた障害者に対して近隣地域でのリハビリ治療を可能にし、患者の家族の経済的・精神的負担を軽減させ、かつ患者のリハビリ効果の向上と円滑な社会復帰を可能にするため、新設される17カ所のCBRセンターに必要な機材供与を行う案件である。

¹ ハンディキャップインターナショナル、フランスのNGO

4. 除隊兵士支援

除隊兵士支援は、大きく分けて、（１）動員解除、（２）除隊、（３）社会復帰の３つのフェーズからなる。JICA によるこれまでの支援実績は、モザンビークにおける開発調査による農村開発支援、並びにカンボディアにおける兵員削減計画に係る専門家派遣であり、同分野におけるこれまでの支援は比較的限られている。他方、従来から JICA は農村開発や技術訓練に係る支援を実施してきており、特に上記(3)の社会復帰のフェーズにおいては、これらの経験を大いに活用できると思われるため、今後更に支援を拡充していくべき分野であると思われる。

（１）JICA の協力の可能性

大分類	小分類	概要	JICA 協力方策
動員解除計画全体に係る協力	計画の策定	通常、先方政府・国際機関・(国連PKO)・ドナーが共同で動員解除の全体計画を策定する JICA の主要な支援は除隊兵士の社会復帰の段階であるが、全体計画策定の段階で関与していくことが肝要	計画策定に係る技術協力 (専門家派遣など)
	兵士の登録	紛争中に書類が消滅したり、ゲリラ軍が構成される等、正確な兵士数が把握されていないことが多い 国軍(通常ゲリラ軍も統合される)に所属する兵士にかかる基礎情報をコンピューター等に登録する	兵士登録に係る機材供与 (コンピューター、事務機材など) 兵士登録に係る技術協力 (専門家派遣など)
	社会経済基礎調査	除隊される兵士及びその家族にかかる基礎情報を収集・分析する	調査の実施(在外開調・在外プロ形など)
除隊	除隊プロセスのモニタリング	兵士が軍から除隊するプロセス(人物確認→健康診断→必要書類・退職金・食糧・生活用品等の配給→移送)をモニタリングする 通常実施主体(先方政府・国連等)が行うが、関係ドナーや NGO が立ち会う場合が多い	人材の派遣(専門家等 JICA の人材、または専門性を有する NGO の人材)
	除隊兵士の健康診断	除隊時兵士に基本的な健康診断をして重病者、障害者、妊婦、感染症疾患患者に対して処置(簡単な治療、移送)を行う	医療・障害者の専門知識を持っている人(JICA 専門家、NGO 人材)を派遣
社会復帰	農村開発	除隊兵士を農民として吸収するための農村開発の実施 除隊兵士の農業技術を向上によって生産量を増加し、兵役による収入分を埋め合わせる	総合農村開発(プロ技、開発調査) 灌漑整備・地下水開発(プロ技、無償・開発調査) NGO を活用した草の根レベルの農村開発事業、JOCV 派遣

	職業訓練	除隊兵士が生計を立てるための技術を育成する 労働市場に見合った職業訓練を実施することが必要 除隊兵士には障害者も多く含まれるため、別メニューの職業訓練も検討すべき 疾患・障害により除隊兵士が労働活動できない場合には、家族に対して収入向上手段を与えることも一案	労働市場調査（専門家派遣、在外開調等） 職業訓練の実施（プロ技、JOCV/SV 派遣、NGO を通じた支援） 職業訓練を担当している社会福祉省などに対する専門家派遣
	障害者支援（身体的・精神的）	除隊兵士には身体的・精神的障害者が多く見られるため、健康な除隊兵士とは異なる支援が必要	障害者支援を担当している社会福祉省などに対する専門家派遣 専門的知識・経験を有した専門家、JOCV/SV 派遣、NGO を通じた支援
	平和教育・人権教育	紛争の後遺症で社会に適応できない兵士や、暴力的な兵士、対立グループに対して憎悪感情が激しく残っている兵士が見られる 児童兵は特に基礎教育を受けないまま戦闘に巻き込まれ、社会適応が困難なケースが見られる	専門的知識・経験を有した専門家、JOCV/SV 派遣、NGO を通じた支援
	識字教育	幼少から兵士として生活していたため、基礎教育を受けていない兵士に対して、職業を得る前提条件としての識字を教育する	専門的知識・経験を有した JOCV/SV 派遣、NGO を通じた支援

(2) JICA のこれまでの主な実績例

1) モザンビーク

開発調査「モザンビーク国除隊兵士再定住地域村落開発計画調査」（E/N2000年2月）

同開発調査の目的は、対象二村において、除隊兵士・元南アフリカ鉱山労働者の定住化と生活向上を狙いとして、他ドナーとの連携を視野に入れつつ、地域住民の自立発展、食糧自給、所得向上等のための村落開発計画を策定することであった。フェーズ1では、村落開発マスタープラン案が策定された。フェーズ2では、パイロット事業を実施し、その過程から得られる成果や教訓を取りまとめることを目的としている。パイロット事業として実施されている事業には、住民組織開発プログラム、牛耕プログラム、低投入型農業プログラム、給水利用者グループ組織強化プログラム、改良かまどプログラム、地方行政組織強化プログラムが含まれる。

2) カンボディア

短期専門家「兵員削減計画」2名（99年8-10月）を女性・退役軍人問題省に派遣

カンボディアにおける動員解除計画は登録、除隊、社会復帰のコンポーネントから成り、そ

の登録作業の技術支援を実施するために、短期専門家を 2 名、国軍動員解除評議会事務局に対して派遣した。

5. 警察分野への支援

JICA はこれまで、様々な国において警察分野における支援を実施してきた。特に、交番システム及び地域住民警察の役割や上級犯罪防止セミナー等を含む警察行政研修や、警察官教育支援並びに薬物取締の技術向上のための専門家派遣等を実施してきた。JICA としては、紛争終結後の復興国において、治安維持を図るために警察支援の対象国を引き続き広げて行くことが必要である。

(1) JICA の協力の可能性

大分類	小分類	協力内容
警察分野への支援	警察行政	国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)における犯罪防止、矯正等の研修を実施
	刑事司法整備	国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)における刑事司法の研修を実施
	科学捜査/鑑識整備	専門家派遣と機材供与により、科学捜査、鑑識技術の向上を図る
	薬物取締	警察庁における薬物取締の技術向上するための集団研修を実施 薬物取締の技術向上のために長期専門家を派遣
	交番制度	我が国の交番制度導入支援のために専門家を派遣するとともに、本邦研修と第三国研修（於シンガポール）を実施している。
	上級幹部研修	警察の上級幹部に対する警察行政の研修を警察庁において実施

(2) JICA のこれまでの主な実績例（東チモール）

分野	協力概要
警察行政研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 国別特設研修を実施－日本の交番システム及び地域住民警察の役割について学習する機会を提供し、治安の安定に寄与する。 ● 集団研修、上級犯罪防止セミナーにおいて犯罪防止のための理論・方法を学習。
専門家派遣	<ul style="list-style-type: none"> ● 鑑識における短期専門家（1ヶ月間）を派遣して我が国の交番制度導入を支援 ● 警察官教育支援のために短期専門家（2ヶ月間）を派遣 ● 薬物取締の技術向上のために長期専門家（2年間）を派遣

(3) その他実績

1) 中米諸国

99年8月、中南米・カリブ諸国の警察関係者に対し、刑務所の収容環境と矯正処遇プログラムに関する国際的水準の知識や情報を提供した。中南米・カリブ諸国の現状を確認し合い、参加各国における刑務所の収容環境と矯正処遇プログラムに関する問題点を明確にした。さらに、それに対する具体的で有効な改善策を検討し、各国で適用可能なアクションプランを作成した。

2000年2月、ニカラグア、グアテマラ、パナマ、エル・サルヴァドルの4カ国から33人を集めて鑑識セミナーがエル・サルヴァドルで開かれ、警察関係者への技術移転が進められた。

2) エル・サルヴァドル

98年1月、中米地域の警察組織の強化を目的とした中米高等警察研修所に対する協力につき、要請背景調査団が派遣された。

6. 行政分野への支援

行政分野において、JICA はこれまで幅広い支援を実施してきた。行政の中でも、主に行政運営一般を中心に実施してきており、その他、財政基盤の確保や汚職対策、非合法的経済構造への対策に係る支援も実施している。行政分野の構築は、一国の復興において土台となる分野であるため、今後 JICA としても支援を継続していくことが肝要であるが、今後は、行政分野の中でも、紛争の直接要因となることが多い汚職問題や、行政への幅広い国民参加促進に係る支援を拡充していく必要がある。

(1) JICA の協力の可能性

大分類	小分類	紛争経験国特有の支援概要及び留意点	JICA 協力方策
行政運営の整備	中央行政の組織・制度構築	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンスは多くの国における紛争の構造・永続要因であるため、行政分野においても包括的に取り組む視点をもつことが肝要 復興国においては失われた人材の育成が必要とされる 	行政一般（開発政策・計画）に係る技術協力（専門家派遣、研修など） 専門分野（経済、税制金融、産業貿易、国営企業改革、農業など）にかかる技術協力（専門家派遣、研修など） その他公務員人事制度の改善
	地方行政の構築	<ul style="list-style-type: none"> 市民と中央政府のリンクを強化するための地方行政の構築 	地方開発計画及び地方分権化計画の策定・実施（専門家派遣など） 地方行政の実務能力の強化（専門家派遣、各種研修など） 地域間協力の支援
	情報・データ・統計管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 紛争中整備が整備されていないことが多い、開発計画の基礎となる基礎的情報・データ管理体制の整備 	調査の実施（緊急開発調査など） 情報収集、分析、管理に係る技術協力（専門家派遣及び研修） 情報管理関連のための機材供与
財政基盤の構築	財源確保のための税制度改善（国家歳入の改善）	<ul style="list-style-type: none"> （租税・関税制度の改善） （税務職員の能力向上） 	税関行政に係る政策助言（専門家派遣など） 税務職員の能力向上（専門家派遣、研修） 情報管理の機材供与（コンピューター、事務機材など）
	予算執行管理体制の整備（国家歳出の改善）	<ul style="list-style-type: none"> （公共投資管理体制の強化） 	予算執行効管理体制構築に係る政策助言、管理能力の強化（専門家派遣など） 機材供与（コンピューター、事務機材など）
汚職対策	監査制度の構築	（内部及び外部監査制度の構築）	監査制度構築にかかる技術協力（JICA及び民間の専門家派遣など）
	公務員管理体制の整備	（公務員管理規則、法令の整備）	技術協力（専門家派遣など）

非合法的経済構造（薬物、軍）への対策	犯罪捜査・取締体制強化、	薬物、武器取引を含む非合法的活動が構造化し、これが紛争の永続要因となる場合が多いことから、同構造への対処にかかる法令・取締体制整備	警察機構の改革（専門家派遣など） 警察の犯罪捜査、取締能力の強化（研修、専門家派遣など） 交番制度にかかる技術移転 犯罪捜査用機材供与 （詳細については6-8参照）
	代替産業の振興	非合法的経済活動に替わる産業の促進	・代替産業として、農業、地場産業等の振興（プロ技、専門家派遣、研修など）
行政への国民参加促進	行政における国民参加の制度化、情報公開	一部の特定集団による政治への国民の参加が困難であることが紛争の構造的及び永続的要因である場合が多いことから、まず市民社会と行政の関係を改善し、制度化することが必要	・国民参加型開発計画の策定支援（専門家派遣、研修） ・情報公開の促進（専門家派遣など）
	市民社会の育成	市民社会の組織化、及び既存組織（CBO）の強化	・市民組織の能力構築支援（草の技協、JOCV 派遣） ・市民教育活動（同上）

(2) JICA のこれまでの主な実績例

	実績例
行政運営	長期専門家派遣（モザンビーク）「開発計画アドバイザー」 研修員受入・個別一般（東チモール）「公共事業行政」 研修員受入・cp（カンボディア）「輸出振興政策」 開発調査（アンゴラ）「国家開発・改善計画のための総合地理データ・ベース構築」 開発調査（エル・サルヴァドル）「国土基本情報整備調査」 研修員受入（カンボディア）「地方自治体行政」 研修員受入・一般特設（エル・サルヴァドル）「地域振興行政セミナー」 研修員受入・国別特設（エル・サルヴァドル）「地方教育行政」
財政基盤の構築	研修員受入・集団（カンボディア）「税関行政」 長期専門家派遣（カンボディア）「財政政策アドバイザー」 短期専門家派遣（カンボディア）「兵員削減計画」2名（1999）
汚職対策	研修員受入・一般特設（カンボディア）「汚職防止刑事司法支援」 研修員受入・国別特設（タジキスタン）「行財政及び会計検査制度」
非合法的経済構造への対策	研修員受入・集団（カンボディア）「薬物犯罪取締セミナー」 研修員受入・集団（カンボディア）「犯罪防止（上級）セミナー」 研修員受入・一般特設（カンボディア）「国際捜査セミナーII」 長期専門家派遣（カンボディア）「薬物犯罪取締」
行政への国民参加促進	開発パートナー事業（カンボディア）「住民参加による基礎教育環境整備計画」